

# 基金情報

No. 19 平成15年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445  
ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

## 平成15年9月・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)		
事業所数(件)	266	-1	年金掛金	785,817,436		
加入員数(人)	男子	6,331	-52	調定額(円)	779,808,980	
	女子	2,638	-27	収納額(円)	779,808,980	
	計	8,969	-79	収納率	99.3%	
平均標準給与月額(円)	男子	351,212	2,881	事務費掛金調定額(円)	42,601,318	
	女子	226,862	1,856	資産運用	信託資産額	268億8,616万円
	計	314,638	2,631	修正総合利回り	6.54%	
受給者数(人)	5,150	15	パンチマーク差	-1.03%		
平均年金額(円)	424,904	258	慶弔金	47件 74万円		
			保養所利用者数	2,258人		

## 変更計算結果まとまる

平成14年度決算での財政検証において、当基金の資産額(積立額)は、国の示す積立水準を下回り、変更(繰上)計算を行うこととなりました。

この変更計算の結果がまとまり、先般、委託先のりそな信託銀行から報告がありました。

変更計算結果は、標準掛金及び特別掛金の掛金率に変動がありました。規約上の標準掛金については、端数整理により現行と同率となっています。

しかし、特別掛金については、償却期間を最長の20年としても、平成16年4月から10%の掛金率の引上げが必要であるという結果となっています。

特別掛金率の大幅な引上げ(変更)は、運用環境の悪化によって、平成14年度決算において多額な不足金(40億3,404万円)が発生したことが主な要因となっています。

この特別掛金の引上げ時期は、変更計算時の翌年度(平成16年4月1日)からとなっています。

### 特別掛金10%の引上げが必要

— 給付減額により軽減 —

特別掛金の引上げについては、9月の代議員会にて給付減額による引上げ軽減の意向がまとめられましたが、変更計算結果を踏まえ、改めて平成16年2月の代議員会で、給付減額の決定議決を行い特別掛金引上げの軽減を図る予定としています。

## 《変更計算結果》

	平成14年度決算	変更計算
標準掛金	34.44% (35%)	34.41% (35%)
特別掛金	13.65% (14%)	24.17% (24%)

(注) 1 ( )内は、規約上の掛金率です。  
2 変更計算の特別掛金率は、20年償却によるものです。現在設定している特別掛金の償却完了に合わせると、24.94(25)%となります。

## 厚生年金基金危機突破総決起大会が開催される

基金関係6団体は、資産運用の悪化による積立不足の増大など危機的な厚生年金基金の現状を訴え、平成16年に予定されている年金改正での改善を求めた総決起大会を開催しました。

総決起大会は、平成15年10月2日東京・千代田区内幸町のイノホールにて開かれ、全都道府県から基金関係者700名が集結し、基調報告の後、大会決議文が採択されました。

当大会には、橋本龍太郎議員、津島雄二議員、丹羽雄哉議員など年金問題に詳しい10数名の衆参国議員も駆けつけ、激励と要望への努力の表明がありました。

### ＜総決起大会・主催団体＞

厚生年金基金連合会  
企業年金連絡協議会  
全国総合厚生年金基金協議会  
東京都総合厚生年金基金協議会  
全国社会保険推進連盟

## 指定年金数理人を変更

厚生年金基金では、財政決算、財政再計算などの確認・所見、財政診断などを行う年金数理人を指定することとされています。

現在、当基金での指定年金数理人は、運用機関の総幹事であるりそな信託銀行の年金数理人から指定しています。

このたび(10月20日)、りそな信託銀行から、分担変更を事由とした指定年金数理人の変更の申出があり、適当と認め、理事長専決にて、変更することとしています。

(指定年金数理人)

(旧) 原田末彦 (新) 渡辺 拓

## 厚生年金基金危機突破総決起大会決議文

厚生年金基金は、3年連続のマイナス運用により、今まさに、存亡の危機にある。基金の解散や代行返上が激増している。基金の危機は、勤労者の老後生活を直撃し、消費者心理を冷やして、経済にも大きな悪影響を及ぼしている。

公的年金のスリム化が避けられない中、企業年金の役割はますます高まっている。来る平成16年の年金改正においては、公的年金の改革と併せて企業年金の改革が重要な課題である。とりわけ、危機に瀕した厚生年金基金の抜本的な立て直しを図り、明確な将来展望を示すべきである。

ついで、来る平成16年の年金改正において、勤労者の老後生活を守るため、次の事項を政府及び国会において実現されるよう、本日参集した関係者一同の総意として強く要望する。

### ＜1 厚生年金基金の免除保険料率等の凍結解除＞

厚生年金基金の免除保険料率の凍結措置を解除し、代行給付に必要な免除保険料率を設定すること。

また、免除保険料率の個別化を徹底すること。

### ＜2 厚生年金本体との負担の公平化・財政の中立化＞

予定利率の引下げや死亡率の改善により生じた過去期間分の積立不足について、凍結期間中に生じた不足分を含め、財政措置を講ずること。

### ＜3 企業年金の通算制度の確立＞

企業年金制度を通じて、転職した場合や制度終了の場合の通算制度を確立すること。

### ＜4 給付引下げ要件の緩和＞

給付引下げ要件を緩和すること。

### ＜5 厚生年金基金の解散時の特例措置の整備＞

代行割れ基金が解散する場合、不足金の分割納付などの特例措置を整備すること。

## 事業運営 — 適用状況 (3・賞与の支給状況)—

平成15年度から総報酬制が実施され、賞与が基金の掛金や給付の対象となりました。

平成15年9月末までに届出のありました賞与の支給状況は、支給者(加入員)平均で344,066円、平均給与月額に対し1.26月分となっています。

支給事業所数は、全事業所数の73%にあたる194件で、賞与が支給された者の数は、延べ9,009人となっています。

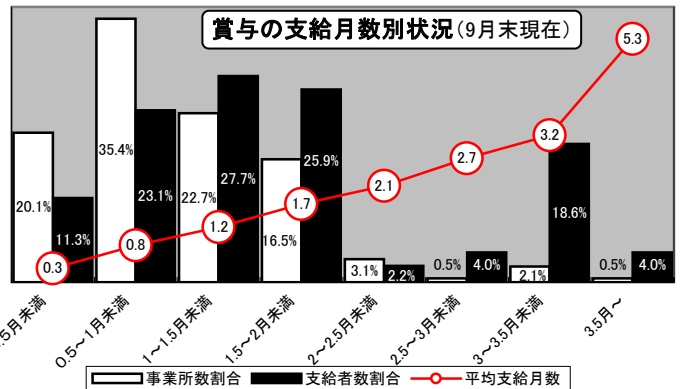
支給者数の割合は、全加入員数に対し100.5%となっています。これは、一部事業所において、同一人に対して、複数月(2回)の支給が行われているためです。

これらの支給総額は、31億7,547万円となっています。

ただ、当基金における掛金や年金給付の対象となる賞与は、1人1回150万円が限度となっていますので、150万円

を超える支給分を除きますと、支給総額は30億9,969万円となっています。

この掛金・給付対象の支給総額は、賞与支給者の平均給与月額に対し1.25月分ですが、全加入員に対する平均では1.11月分となります。

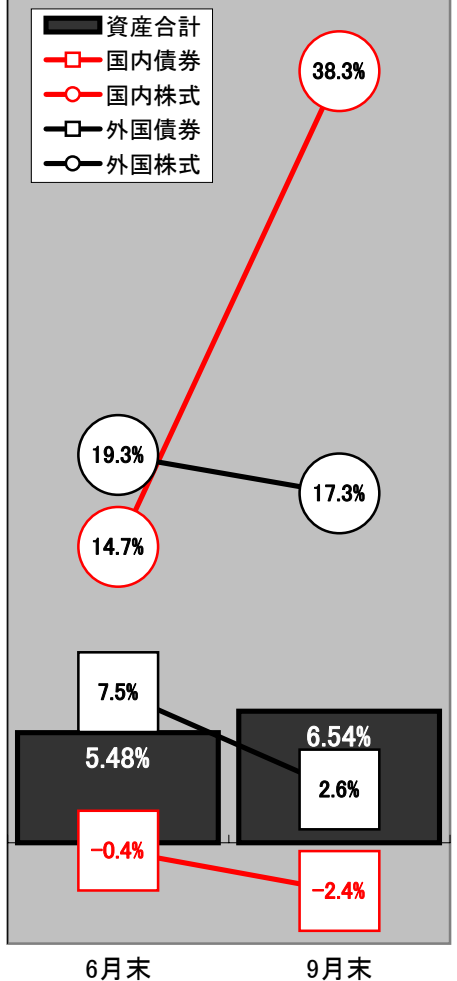


### 9月末における資産運用状況

平成15年9月末における資産全体の修正総合利回りは6.54%となっており、予定利回りの5.5%を1%上回っています。

前期比較では、国内株式の著しい上昇があったものの、他の資産の低下、特に、国内債券のマイナス拡大により、資産全体の修正総合利回りは1%程度の伸びに止まっています。

#### 資産別・修正総合利回り (平成15年度各四半期末)



### 保養所 年末年始22組136人が利用

本年も、箱根・みやぎの山荘の年末年始の利用申込が多数ありました。

さる10月20日の抽選会において、延べ136人の利用を決定しました。

本年の利用申し込みは、例年よりやや少なめではありましたが、31日から3日は満室となり、年末年始期間の利用率も90%近いものとなりました。

### UFJ信託銀行 年金コンサルティング部を新設

UFJ信託銀行は、制度面や運用面でのコンサルティング機能を強化することとし、平成15年10月1日付で、年金コンサルティング部を新設しました。

同部は、他部のコンサルティング機能と総幹事サービス提供機能を分離・引き継いだ形となっています。

### 11月の事業予定

17/ 第39回年金資産運用委員会・第27回財政運営委員会の開催

17/ 第3回厚生年金基金の運営に関する報告会の開催

下旬/ 厚生基金の事業概況(平成15年度・第2四半期末)の編集

### 【不足金】

基金財政における「不足金」とは、決算時に発生した債務で、通常、積立不足のことをいいます。

不足金には、年金経理における不足金と、業務経理における不足金とがあり、会計処理の面で異なっています。

#### 【年金経理上の不足金】

年金経理における不足金は、年金数理上の予定係数(計算基礎率)と実績との差によって発生します。

年金経理においては、不足金が発生した場合、別途積立金を取り崩して不足金に充当する扱いとなっています。

しかし、別途積立金がない場合や別途積立金が不足金に満たない場合は、不足金の全額または別途積立金との差額を「繰越不足金」として、翌年度に繰り越すこととなります。

また、財政検証において、純資産額が責任準備金を下回った場合は、不足金を解消するために、掛金の変更計算により、特別掛金の設定を行うこととなります。

ただし、責任準備金を下回る額が、一定(許容繰越不足金)の範囲である場合は、変更計算による特別掛金の設定を免れます。

#### 【業務経理上の不足金】

業務経理における不足金は、当年度の収入金額よりも、当該年度の支出金額が多い場合に、その差額が当該年度の不足金として発生します。

業務経理においては、剰余金を見込んだ予算編成が行われることから、通常は、当該年度において不足金が発生することはないといえます。

しかし、業務経理において不足金が発生した場合は、決算上、繰越不足金として計上し、翌年度に繰り越すこととなります。

基金月報